

2 1 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス学生寮規程

平成30年4月1日
島根県立大学規程第169号
島根県立大学短期大学部規程第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、島根県立大学学則第50条及び島根県立大学短期大学部学則第54条の規定に基づき松江キャンパスに設置する学生寮（以下「学生寮」という）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び入寮定員)

第2条 学生寮の名称、位置及び入寮定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	入寮定員
紅梅寮	松江市浜乃木7丁目24番2号	60人

(学生寮の運営)

第3条 学生寮の円滑な運営を期するために必要な事項については、島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議専門委員会規程第2条に規程する学生生活委員会（以下「委員会」という）において審議する。

(寮務主事)

第4条 学生寮に、寮務主事を2名置く。

- 寮務主事は、人間文化学部及び短期大学部の教員の中からそれぞれ1名選出し、教授会の議を経て学長が任命する。
- 寮務主事は、学長の命を受けて寮務を行うものとする。

(寮指導員)

第5条 学生寮の管理を行うため、寮指導員を置くことができる。

(入寮の手続き等)

第6条 学生寮に入寮を希望する者は、保証人連署の入寮願（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

- 家族状況書（様式第2号）
- 生計を一にする家族で所得がある者全員の市町村長が発行する所得・課税証明書
- その他学長が定める書類

第7条 入寮者の選考は、委員会が行うものとする。

- 学長は、前項の入寮者の選考結果に基づき、入寮を許可するものとする。

第8条 入寮を許可された者は、指定された期日までに所定の手続きを行って入寮しなければならない。

- 学長は、入寮を許可された者が正当な理由なく入寮しないとき又は入寮の願い出に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになったときは、入寮の許可を取り消すことができる。

(在寮年限)

第9条 学生寮に在寮できる年限は、人間文化学部の学生にあつては4年、短期大学部の学生にあつては2年をそれぞれ超えることができない。ただし、学長が特に必要と認めたときは、在寮年数を延長することができる。

(学生寮使用料)

第10条 学生寮に入寮した者（以下「寮生」という）は、学生寮使用料を毎月所定の期日までに納入しなければならない。

(経費の負担)

第11条 寮生は、別表に掲げる経費並びに食事に要する経費及び私生活のために使用する消耗品等の経費を負担しなければならない。

2 寮生は、前項の経費については毎月所定の期日までに納入しなければならない。
(施設、設備の保全等)

第12条 寮生は、学生寮の施設及び設備を常に正常な状態で保全するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室を居住以外の目的に使用しないこと
- (2) 居室を本人以外の者の宿泊に供しないこと
- (3) 居室及び共用施設は、常に良好な状態で使用し、許可なく工作を加えないこと
- (4) 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること

2 寮生は、学生寮の施設又は設備を汚損し、又は亡失した場合は、速やかに学長に届けなければならない。

3 学長は、寮生が学生寮等の施設又は設備を故意又は過失により、滅失し、損傷し、又は汚損したときはその原状回復に必要な経費の一部又は全部を弁償させることがある。

(門限)

第13条 学生寮の門限は、特別の事情がある場合を除き午後10時とする。

2 門限までに帰寮しなかった者があるときは、寮長は、その氏名を寮務主事に報告しなければならない。

(学生寮での生活に必要な規約)

第14条 寮生は、学生寮における日常生活上の具体的な問題を処理し、自主的にこれを規律するため、学生寮における生活に必要な規約を作成しなければならない。

2 前項の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 寮生活の方針に関する事項
- (2) 寮生組織に関する事項
- (3) 風紀秩序に関する事項
- (4) 会計に関する事項
- (5) 防災に関する事項
- (6) 規約の改正手続きに関する事項

3 寮生は、第1項の規約を作成し、又は当該規約を改正しようとする場合は、学長の承認を受けなければならない。

(閉寮)

第15条 学長は、夏季及び冬季の休業期間のうち一定の期間、学生寮を閉寮するものとする。

2 前項の閉寮期間中において、やむをえない理由で在寮しようとする寮生は、あらかじめ閉寮期間中の在寮願(様式第3号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退寮)

第16条 寮生は在寮期間の中途において退寮しようとするときはあらかじめ退寮願(様式第4号)を学長に提出しなければならない。

2 退寮に際しては、居室、設備等について寮務主事の点検を受け、その指示に従うものとする。

(退寮措置)

第17条 寮生が次のいずれかに該当するときは、すみやかに退寮しなければならない。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 第9条の在寮年限を超えるとき
- (3) 正当な理由なくして、学生寮使用料その他必要な経費の納入を怠ったとき

2 学長は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

(1) 停学処分を受けたとき

(2) 長期にわたり休学し、又は留学するとき

(3) 学生寮における共同生活に著しい支障を来たす状況を発生させたとき

3 前条第2項の規定は、第1項又は前項の規定により退寮する場合に準用する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

項 目	寮生が負担する経費
電 気 料	居室で使用する電気料金
水 道 料 金	基本料金以外の水道料金（下水道料金を含む）
燃 料 費	共用部分の燃料費（ガス、油類）
調理材料費	調理材料、食事調味料
そ の 他	寮生が私生活のために使用する消耗品費等の経費

閉寮期間の指定（第15条関係）

閉寮時期	閉寮期間
夏 季	8月13日～8月15日
冬 季	12月29日～1月 3日

入 寮 願

私は、松江キャンパスの学生寮に入寮したいので、許可くださいますようお願いいたします。

平成 年 月 日

本人 学籍番号又は受験番号
現住所
氏名 印

保証人 現住所
氏名 印

※保証人は保護者又は独立の生計を営む成年の者とする。

島根県立大学学長（島根県立短期大学部学長）様

家族状況書

入寮希望者	ふりがな	学籍番号		
	氏名	生年月日	平成	年 月 日
	現住所	〒 電話（ ） -		
家族の状況 (本人を除く)	住所	〒 電話（ ） -		
	自宅から本学までの距離等 (県内に居住する者のみ)	約	Km	時間 (鉄道・バス・その他())
	続柄	氏名	年齢	収入の有無
入寮を特に希望する理由				

記載上の注意

- ① 「家族の状況」欄には、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族について記入してください。なお、「就学状況」は、在学する大学・高等学校・専門学校等の別、また、自宅外通学者の場合はその旨を記入してください。
- ② 「家族の状況」欄に記入した者のうち、収入のあるすべての者について平成 年中の収入状況を証明する書類（市町村長が発行する平成 年度（平成 年度分）所得証明書等）を添付してください。
- ③ 「入寮を特に希望する理由」欄には、経済的理由等について特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

様式第3号（第15条関係）

退寮願

平成 年 月 日

島根県立大学学長（島根県立短期大学部学長）様

学籍番号

氏名

印

私は、下記のとおり退寮したいので、許可くださいますようお願いいたします。

記

寮室番号	号室
退寮年月日	平成 年 月 日
退寮理由	